

【後楽園キャンパス通学生対象】

日本学生支援機構奨学金の 継続手続きについて（重要）

2019年度の日本学生支援機構の奨学生のみなさんは、2020年度にも継続して奨学金の貸与を受けることを希望するかどうかに関わらず、以下の手続きを完了していただく必要があります。特に継続して貸与を受けようとする方は、手続きを完了しないと奨学生の資格が『廃止』となる可能性がありますので注意してください。

対象者

日本学生支援機構第一種・第二種 奨学生

※2020年3月満期貸与終了者（最終学年に相当）は除く。

※学部から大学院に進学等に伴う継続はできません。

大学院に進学しても奨学金の貸与を受けたい場合は、大学院進学後に新たに出願する必要があります（申込期間は3月下旬～4月上旬）。

手続の流れ

1. 奨学金継続手続きに関する説明会に参加する

(1) 日時・教室

- ① 2019年12月18日（水）11：00～12：00 5534号室
- ② 2019年12月18日（水）17：10～18：10 5534号室
- ③ 2019年12月19日（木）11：00～12：00 5534号室
- ④ 2019年12月19日（木）17：10～18：10 5533号室

※全て同一内容です。4回実施するうちの1回に参加してください。

(2) 持ち物

学生証・筆記用具・未使用の官製ハガキ1枚

※未使用の官製ハガキは63円のものを用意すること。年賀状やかもめ～る等抽選番号付きは不可。

官製ハガキは10月1日より62円から63円に変更になりましたので、注意してください。

未使用の官製ハガキは説明会終了後に回収いたします。

2. インターネット経由で手続する

※併用貸与者（一種及び二種両方借りている人）はそれぞれ手続が必要です。

（継続「する」場合でも、「しない」場合でも必ず手続してください。）

・継続を希望する場合

期限までにインターネット上で「奨学金の継続を希望する」を選択し、必要事項を入力する。

・継続を希望しない場合

期限までにインターネット上で「奨学金の継続を希望しない」を選択する。

※入力期限は奨学金継続手続きに関する説明会にてお知らせします。